

宮古市地域防災計画
地震・津波災害対策編

地震・津波災害対策編 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 市民の責務	2
第3節 法令に基づく他の計画との関係	2
第4節 災害時における個人情報の取扱い	2
第5節 宮古市防災会議	3
第1 所掌事務	3
第2 組織.....	3
第3 防災会議の招集	3
第6節 防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	4
第1 防災関係機関の責務.....	4
第2 防災関係機関の業務の大綱	5
第7節 宮古市の概況	10
第1 位置と地勢	10
第2 面 積	10
第3 人 口	10
第8節 東日本大震災の状況・被害の概要	11
第9節 前提とする地震・津波災害	14
第2章 災害予防計画	15
第1節 防災知識普及計画.....	15
第1 基本方針.....	15
第2 防災知識の普及	15
第3 宮古市総合防災ハザードマップの更新	18
第2節 消防団の強化・地域防災活動活性化計画	19
第1 基本方針.....	19
第2 消防団の強化.....	19
第3 自主防災組織等の育成強化	19
第4 住民等による地区内の防災活動の推進	19
第3節 防災訓練計画.....	20

第1	基本方針	20
第2	防災訓練の実施	20
第4節	避難対策計画	23
第1	基本方針	23
第2	避難計画の作成	23
第3	避難場所等の整備等	28
第4	避難所の運営体制等の整備	30
第5	避難行動要支援者の名簿	30
第6	津波避難に関する広報	30
第7	避難訓練の実施	31
第8	津波に対する市民の予防措置	31
第5節	通信確保計画	30
第1	基本方針	30
第2	市防災行政無線の整備	30
第3	通信施設の多重化	30
第4	その他の通信施設	30
第5	災害時優先電話の指定	30
第6	通信運用マニュアルの作成等	30
第6節	要配慮者の安全確保計画	31
第1	基本方針	31
第2	避難行動要支援者の実態把握	31
第3	災害情報等の伝達体制の整備	31
第4	避難誘導	31
第5	避難生活	31
第6	社会福祉施設等の安全確保対策	31
第7	外国人の安全確保対策	31
第7節	食料・生活必需品等の備蓄計画	32
第1	基本方針	32
第2	備蓄目標	32
第3	備蓄計画	32
第8節	孤立化対策計画	33
第1	基本方針	33
第2	孤立化想定地域への対策の推進	33
第9節	防災施設等整備計画	34
第1	基本方針	34

第2 防災拠点施設等の整備	34
第3 消防施設の整備	34
第4 災害対策用資機材等の整備	34
第10節 都市防災計画	35
第1 基本方針	35
第2 建築物の耐震性向上等の促進	35
第3 建築物の不燃化の促進	36
第4 防災空間の確保	37
第5 市街地再開発事業等による都市整備	37
第6 津波防災を考慮した土地利用計画	37
第11節 交通施設安全確保計画	38
第1 基本方針	38
第2 道路施設	38
第3 鉄道施設	39
第4 港湾施設、漁港施設	39
第12節 ライフライン施設等安全確保計画	40
第1 基本方針	40
第2 電力施設	40
第3 ガス施設	40
第4 上下水道施設	41
第5 通信施設	42
第13節 危険物施設等安全確保計画	43
第1 基本方針	43
第2 石油類等危険物	43
第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策	43
第4 毒物、劇物災害予防対策	43
第5 放射線災害予防対策	43
第14節 津波災害予防計画	44
第1 基本方針	44
第2 予防対策	44
第3 海岸地域の津波防災化	45
第15節 地盤災害予防計画	48
第1 基本方針	48
第2 崩壊危険地の災害防止対策	48
第3 宅地防災対策	48

第 4 ため池防災対策	49
第 1 6 節 火災予防計画	50
第 1 基本方針	50
第 2 出火防止、初期消火体制の確立	50
第 3 消防力の充実強化	50
第 1 7 節 海上災害予防計画	51
第 1 基本方針	51
第 2 船舶の安全指導等	51
第 3 防除体制の強化	51
第 4 施設、設備及び資機材の整備・保管	51
第 5 津波に対する船舶の予防措置	51
第 1 8 節 防災ボランティア育成計画	52
第 1 基本方針	52
第 2 防災ボランティア・リーダー等の養成	52
第 3 防災ボランティアの登録	52
第 4 防災ボランティアの受入体制の整備	52
第 5 関係団体等の協力	52
第 1 9 節 事業継続対策計画	53
第 1 基本方針	53
第 2 事業継続計画の策定	53
第 3 企業等の防災活動の推進	53
第 3 章 災害応急対策計画	54
第 1 節 活動体制計画	54
第 1 基本方針	54
第 2 市の活動体制	55
第 3 防災関係機関の活動体制	61
第 2 節 職員の動員計画	71
第 1 基本方針	71
第 2 配備体制	71
第 3 動員体制の整備	71
第 3 節 津波警報・地震情報等の伝達計画	74
第 1 基本方針	74
第 2 実施機関	74
第 3 実施要領	74

第4節 通信情報計画.....	86
第1 基本方針	86
第2 実施要領.....	86
第5節 情報の収集・伝達計画	87
第1 基本方針.....	87
第2 実施機関.....	87
第3 実施要領.....	87
第6節 広報広聴計画.....	89
第1 基本方針.....	89
第2 実施機関.....	89
第3 実施要領.....	91
第7節 交通確保・輸送計画.....	93
第1 基本方針	93
第2 実施機関.....	93
第3 交通確保	93
第4 緊急輸送.....	94
第8節 消防活動計画.....	95
第1 基本方針	95
第2 実施機関.....	95
第3 実施要領.....	95
第9節 津波・浸水対策計画	97
第1 基本方針	97
第2 実施機関.....	97
第3 実施要領.....	97
第10節 相互応援協力計画	100
第1 基本方針	100
第2 実施機関.....	100
第3 実施要領.....	100
第11節 自衛隊災害派遣要請計画	101
第1 基本方針	101
第2 実施機関.....	101
第3 実施要領.....	101
第12節 防災ボランティア活動計画	102
第1 基本方針	102
第2 実施機関.....	102

第3 実施要領.....	102
第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画.....	103
第1 基本方針.....	103
第2 実施機関.....	103
第3 実施要領.....	103
第14節 災害救助法の適用計画	104
第1 基本方針.....	104
第2 実施機関.....	104
第3 実施要領.....	104
第4 救助の種類、程度、期間等	104
第15節 避難・救出計画.....	105
第1 基本方針.....	105
第2 実施機関.....	105
第3 実施要領.....	105
第16節 医療・保健計画.....	112
第1 基本方針.....	112
第2 実施機関.....	112
第3 初動医療体制.....	113
第4 後方医療活動.....	113
第5 傷病者の搬送体制	113
第6 個別疾患への対応体制	114
第7 健康管理活動の実施	114
第8 災害救助法が適用された場合の医療、助産	114
第9 愛玩動物の救護対策	114
第17節 食料・生活必需品等供給計画	115
第1 基本方針.....	115
第2 実施機関.....	115
第3 実施要領.....	115
第18節 給水計画	116
第1 基本方針.....	116
第2 実施機関.....	116
第3 実施要領.....	116
第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画.....	117
第1 基本方針.....	117
第2 実施機関.....	117

第3 実施要領.....	117
第20節 感染症予防計画.....	118
第1 基本方針.....	118
第2 実施機関.....	118
第3 実施要領.....	118
第21節 廃棄物処理・障害物除去計画	119
第1 基本方針.....	119
第2 実施機関.....	119
第3 実施要領.....	119
第22節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	120
第1 基本方針.....	120
第2 実施機関.....	120
第3 実施要領.....	120
第23節 応急対策要員確保計画	121
第1 基本方針.....	121
第2 実施機関.....	121
第3 実施要領.....	121
第24節 文教対策計画	122
第1 基本方針.....	122
第2 実施機関.....	122
第3 実施要領.....	122
第25節 公共土木施設応急対策計画	123
第1 基本方針.....	123
第2 実施機関.....	123
第3 実施要領.....	123
第26節 ライフライン施設応急対策計画.....	124
第1 基本方針.....	124
第2 実施機関.....	124
第3 実施要領.....	124
第27節 危険物施設等応急対策計画	126
第1 基本方針.....	126
第2 石油類等危険物	126
第3 火薬類	126
第4 高圧ガス	126
第5 毒物・劇物	126

第28節 防災ヘリコプター応援要請計画	127
第1 基本方針	127
第2 実施機関	127
第3 実施要領	127
第4章 災害復旧・復興計画	128
第1節 公共施設の災害復旧計画	128
第1 基本方針	128
第2 災害復旧事業計画	128
第3 激甚災害の指定	128
第4 緊急災害査定の促進	128
第5 緊急融資等の確保	128
第2節 生活の安定確保計画	129
第1 基本方針	129
第2 担当課	129
第3 生活相談	129
第4 被災者台帳の作成	129
第5 罹災証明の交付	129
第6 住宅金融支援機構融資のあっせん	129
第7 農林漁業制度金融の確保	129
第8 中小企業融資の確保	129
第9 り災者の恒久的生活の確保	130
第3節 復興計画の作成	132
第1 基本方針	132
第2 復興方針・計画の作成	132
第3 復興事業の実施	132
第4 災害記録編纂計画	132
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	133
第1節 総則	133
第1 推進計画の目的	133
第2 推進地域	133
第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	133
第2節 災害対策本部等の設置等	134
第1 災害対策本部等の設置	134

第2 災害対策本部等の組織及び運営	134
第3 市の職員の動員配備体制	134
第3節 地震発生時の応急対策等	135
第1 地震発生時の応急対策	135
第2 資機材、人員等の配備手配	136
第3 他機関に対する応援要請	137
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	138
第1 津波からの防護のための施設の整備等	138
第2 津波に関する情報の伝達	138
第3 避難対策等	138
第4 消防機関等の活動	140
第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係	140
第6 交通対策	141
第7 市が管理又は運営する施設に関する対策	142
第8 迅速な救助	143
第5節 関係者との連携協力の確保に関する計画	144
第1 資機材、人員等の配備手配	144
第2 物資の備蓄・調達	144
第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する計画	145
第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等	145
第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	145
第3 災害応急対策をとるべき期間等	145
第4 市町村の取るべき措置	145
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	146
第1 整備すべき施設	146
第2 整備方針	146
第8節 防災訓練計画	147
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	148